

件名	柏崎刈羽原子力発電所第7号機 平成15年度(第5回)定期検査計画書(変更)
通報日	平成15年9月12日
概要	<p>電気事業法第54条に基づき、発電用原子炉及びその付属設備が経済産業省令に定める技術基準に適合していることを確認するため経済産業大臣が行う検査を受ける。さらに社内自主検査、燃料の一部取替え及び修理工事を十分な管理体制のもとに実施する。</p> <p>1. 実施期間(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年9月23日～平成15年11月25日(64日間) ・平成15年12月19日 総合負荷性能検査予定 <p>2. 停止作業中の主要作業項目</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 原子炉施設の法定定期検査(第5回) b. タービン施設の法定定期検査(第5回) c. 原子炉施設、タービン施設に関する社内自主検査 d. 燃料取替(168体の予定) e. 停止関連工事 <ul style="list-style-type: none"> ・復水器真空度低設定値変更工事 f. その他 <ul style="list-style-type: none"> ・制御棒駆動機構社内自主点検